

秩父市農業委員会 令和3年 第2回 定例総会 議事録

- 1 会 期 令和3年2月22日(月) 午後2時00分から
同 日 午後4時15分まで
- 2 議 場 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール [秩父市熊木町]

3 出席した委員(12人)

会 長	1番	条 東 男
会長職務代理者	3番	長谷川 満
会長職務代理者	7番	横 田 友
委 員	2番	上 井 克 彦
委 員	4番	加 藤 勝 市
委 員	5番	笠 原 倍 吉
委 員	6番	彦久保 利 平
委 員	8番	黒 澤 昌 治
委 員	9番	青 野 孝 司
委 員	11番	長 島 秀 明
委 員	12番	豊 田 恵 男
委 員	13番	設 樂 治 男

4 欠席した委員(1人)

委 員	10番	新 田 恭 一
-----	-----	---------

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	審 議 議 案 の 報 告
日程第6	議 案 審 議

議案第5号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

		(2件)
議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について	(9件)
議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請について	(17件)
議案第9号	農用地利用集積計画の決定について	(1件)
議案第10号	農用地利用配分計画の意見について(案)	(1件)
議案第11号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	(2件)

日程第7 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員(9人)

第1区域	松 澤 眞 一	
第2区域	倉 林 幸 男	大久保 勝
第3区域	田 口 俊 夫	
第4区域	齊 藤 稔	
第5区域	新 井 明 弘	
第5区域	高 田 忠 一	新 舟 文 男
第6区域	木 村 雄 一	

7 出席を求めなかった農地利用最適化推進委員(5人)

第1区域	吉 川 稔
第3区域	小久保 健 司
第4区域	富 田 典 孝
第5区域	木 村 初 枝
第6区域	千 島 初 夫

8 農業委員会事務局職員

事務局長	上 林 晃	主席主幹	小 嶋 祥 弘
参 与	高 野 明 生	主 事	岩 田 直 樹
主席主幹	新 井 幸 男	主 幹	新 地 広 幸
主 幹	加 藤 和 彦		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和3年 第2回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総 会 成 立 の 報 告

議長（会長） 本日は、10番 新田恭一委員から、欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び予防対策のため、議案担当推進委員以外の出席を求めませんでした。

日程第4 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

議長（会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。4番 加藤 勝市 委員 及び 5番 笠原 倍吉 委員以上のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 審 議 議 案 の 報 告

議長（会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

上林事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書7ページの議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請についてを削除してください。それでは、令和3年 第2回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第5号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてが2件、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について が9件、議案

第8号 農地法第5条の規定による許可申請について が17件、議案第9号 農用地利用集積計画の決定について が1件、議案第10号 農用地利用配分計画の意見について (案) が1件、議案第11号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてが2件、以上でございます。 よろしくお願ひします。

議長 (衆会長) ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願ひします。

日程第6 議 案 審 議

議案第5号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (2件)

議長 (衆会長) これより議案の審議に入ります。議案第5号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたせます。

岩田主事 議案第5号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、以下の筆を設定するものです。私からは番号1について説明します。

申出地は、太田 字 日影、細田 畑 計3筆 1636㎡です。案内図の 1 ページをご覧ください。申出地の所在につきましては、大田小中学校の周辺にあり、いずれも令和1年に相続により取得した土地です。

当申出地の所有者は遠方に居住しており、また農業後継者もありません。将来的に申出地が遊休農地化する恐れがあるとして、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。現地を確認したところ、現状は果樹が植えられ、農地としてよく管理されておりました。

本案につきまして議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。説明は以上です。

小嶋主席主幹 つづきまして番号2について説明をします。

申出地は、大野原字下原624番2 畑 1筆 180㎡です。案内図の2ページをご覧ください。申出の所在につきましては、秩父鉄道大野原駅から北に約450メートル付近に位置し、平成4年に相続で取得した土地です。

農地の所有者は、相続で所有したものの、居住地が申請地と離れていることなどから、申出の農地の管理をしていくことが難しくなり、将来的に申請地が遊休農地になる恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。現地を確認したところ、保全管理されておりました。説明は以上です。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番（黒沢委員） 番号1についてですが、概要は、ただ今事務局から説明のあったとおりでございます。先日、担当推進委員と現地を確認してまいりました。玉ねぎ、ニンニク等が作付されており、きれいに管理されていることから、特に問題はないと判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

4区（齊藤推進委員） 事務局の説明・農業委員さんの報告のとおりです。特に問題はないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

9番（青野委員） 番号2について意見を申し上げます。先日、担当職員、担当推進委員と3人で現地を確認してまいりました。申出者は遠隔地に居住していることから、管理していくことは難しいとのことですので、遊休農地解消の観点からもやむを得ないと判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

3区（田口推進委員） 事務局と農業委員さんの3人で現地を確認してきました。きれいに管理をされており、隅のほうにネギが作付されていました。現地は特に問題はないと判断をしました。ご審議よろしくをお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございました。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第5号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、可決することに決しました。

議案第6号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （9件）

議長（糸会長） 次に、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1から2について説明します。

はじめに、番号1について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、太田 字 横捲、細田、上ノ諏訪 畑 2筆、田 1筆 合計 6047㎡で、令和1年に相続により取得した土地です。案内図の 3ページをご覧ください。

申請地3筆は大田公民館から半径約120m圏内に位置しており、それぞれ土地改良区域内に存在する農地です。譲受人は現在、太田地内で農地を所有、耕作している農業者で、地域にある営農団体の組合員でもあります。このたび、市外に居住しており、耕作も難したために土地を処分したいと考えていた譲渡人との間に農地の譲渡の話がまとまり、申請に至りました。申請の目的は農業経営規模の拡大です。譲受人は、農作業歴が52年で妻ともに農業を営んでおり、トラクター3台、耕うん機3台、軽トラック3台等の農機具を所有しています。また現在の経営農地面積は約14000㎡で、太田地内の下限面積要件30aを満たしております。作付計画では田2筆で水稻、畑1筆で蒟蒻を栽培する予定であり、農地周辺の除草等は営農団体との共同作業をしていくとのことです。申請地はよ

く管理された農地となっております。

続きまして、番号2について説明します。本件は、令和2年第12回定例総会において審議いただいた「議案第68号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項規程に基づき決定された品沢 字 宮沢、川向、坊ヶ平 田、畑 8筆 4697㎡について譲り受けた旨申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したため、このたび申請に至ったものです。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりで、申請地は平成12年に相続により取得した土地です。

土地の所在につきましては、案内図の 4 ページをご覧ください。申請地8筆は秩父市品沢地内の3か所①②③に点在しております。

譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者で、市外に住所はございますが、仕事等で秩父市には頻りに足を運んでおり、農業経験につきましては、秩父市荒川日野地内の農地3131㎡において、お茶の栽培を15年間手伝っています。このたび当申請地を新たに譲り受け、自ら耕作に供していきたいとして申請されました。作付計画としては、案内図③の箇所にお茶を、①②の場所には栗を作付する予定です。申請地は不耕作地となっております。

高野参与 私からは、番号3、番号4について説明いたします。

はじめに 番号3ですが、譲受人、譲渡人、申請地等は、議案書記載のとおりです。案内図の5ページをご覧ください。

申請地は、別所 字 峯 畑 1筆 204平方メートルで、水道局別所浄水場の南南西390メートル付近に位置し、平成4年相続により取得した土地です。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大です。譲受人は別所地内に居住し、農業を専業として自家用野菜等を栽培しており、農作業歴は30年になるとのことです。譲渡人につきましては、遠方に居住していることから今後も継続した耕作が難しく、将来遊休農地となることが懸念されることから、隣接地において耕作を行っている譲受人が譲り受け、土地の有効活用と経営規模の拡大を図りたいとして申請されました。現在、譲受人の耕作面積は、合計1,831平方メートルと別所区域における別断面積20アールを下回っておりますが、申請地を取得することで申請要件を満たすことになります。申請者と面談をしたところ、ブルベリーを植栽するとのことでした。

なお、住居に隣接して耕作面積に含まれていない農地を有しており、現在その一部が住居への進入路及びカーポートとして利用されていますが、日常生活に支障をきたすことから原形に戻すことは難しく、この度の申請には後々是正する旨

の誓約書が添付されております。現地を確認しましたところ、保全管理の農地でした。

次に、番号4について説明いたします。本案件につきましては、令和3年第1回定例総会において別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただいた、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき設定された農地に対し、譲り受けたい旨の申し出であり、譲渡人との協議が成立したことからこのたびの申請となりました。なお、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の6ページをご覧ください。

申請地は、久那 字 下安立 畑 2筆 216平方メートルで、秩父ミューズパーク南口信号の東北東470メートル付近に位置しています。

譲受人は、現在勤めをしておりますが申請地に隣接して居住しており、自宅前の農地であることから将来を見据え農地を取得し新規就農を予定しています。

申請者と面談をしたところ、この春からジャガイモをはじめ季節に応じた自家用野菜を栽培するとのことでした。現地を確認しましたところ、不耕作地でした。以上です。

上林事務局長 つづいて私からは、番号5・6について説明します。

はじめに、番号5ですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容は、議案書記載のとおりです。申請地は、寺尾 字 押廻し（おんまわし） 畑 1筆 674㎡で、令和2年に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。土地の所在につきましては、秩父橋から北 約900m付近に位置しております。譲受人は現在、同地内に居住しており、自作地、借入地を併せて、2464㎡の農地を耕作していることから、尾田蒔地区の下限面積要件20アールを満たしております。申請の目的は農業経営規模の拡大です。

譲渡人は、現在、就農意欲もなく、耕作もしていないことから、今後、申請地が、原野化してしまうことを懸念しておりましたが、このたび、土地の譲渡しについて、譲受人との協議がまとまり、申請地を耕作していただけることとなったため、申請されました。譲受人は、母親を主に家族で就農に勤しんでおり、農機具は、耕運機、1台所有しています。申請地取得後は、ダイズ、アズキ、ごま等の野菜を作付する予定になっております。現地を確認したところ、不耕作地でした。

次に、番号6ですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容は、議案書記載のとおりです。申請地は、蒔田 字 八反田（はったんだ） 畑 1筆 780㎡です。案内図の8ページをご覧ください。

土地の所在につきましては、和銅大橋交差点から西 約 170m 付近に位置している、土地改良区内の農地です。譲受人は現在、同地内に居住している会社員ですが、その傍ら年間を通し、自作地、2038㎡の農地を耕作していることから、尾田蒔地区の下限面積要件20アールを満たしております。申請の目的は農業経営規模の拡大です。譲渡人は、譲受人の隣接地に申請地を所有しておりますが、農地として管理はしていますが、現在は、就農意欲がないことから、土地の譲渡しについて、譲受人に相談したところ、申請地を耕作していただけることとなったため、申請されました。受人は、家族で就農に勤しんでおり、農機具は、耕運機、軽トラックを所有しています。申請地取得後は、じゃがいも、ダイズ等の野菜を作付する予定になっております。現地を確認したところ、きれいに保全管理されておりました。説明は以上です。

新井主席主幹 番号7と8について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

番号7の申請地は、下吉田 字 藤六（とうろく） 畑 1筆 25㎡ 平成25年に相続で取得した土地になります。番号8の申請地は、下吉田 字 藤六（とうろく） 畑 2筆 81㎡ 昭和46年に相続で取得した土地になります。案内図の9ページをご覧ください。それぞれの申請地は釜の上交差点から南南東約1520mに位置しています。

譲受人と譲渡人は隣接して農地を所有していますが、番号8の譲受人が耕作の利便を図るため、申請地の内56㎡の土地を譲り受けたいと相談をしたことがきっかけで、公図上の境界と実際に使用している境界とが食い違っていることが判明しました。番号8の譲受人の祖父の代から現状の境界で使ってきたと思われまます。番号8の譲受人がこれまで使ってきた面積25㎡は同じ面積を交換して所有権を移します。その他、番号7の譲受人の所有する56㎡については、売買により所有権を移します。

なお、それぞれの譲受人は所有している農地が7463㎡、8027.44㎡であるため下吉田地内における下限面積要件20アールを上回ります。

番号7の譲受人は軽トラックと耕運機を1台ずつ所有しており、農地取得後は、ジャガイモ等自家用野菜の栽培を行う予定です。

番号8の譲受人は軽トラック、トラクター、耕運機、コンバインを1台ずつ所有しており、農地取得後は梅を植栽し、一体利用する農地で行っている梅栽培の拡大を図る予定です。現地を確認すると、申請のとおりそれぞれの農地が公図上の境界を越えて使用されている様子が確認できました。また、航空写真で見ても

そのような様子が確認できました。説明は以上です。

加藤主幹 番号9について説明いたします。

譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりで、平成5年に相続で取得した土地です。申請地は、荒川白久字上サ 畑 1筆 76㎡です。

案内図の10ページをご覧ください。土地の所在は秩父鉄道三峰口駅から南南東250m付近に位置しています。本申請地について譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人とも協議が成立し、このたび申請に至ったものです。

譲受人は荒川地内に6,305㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると6,381㎡になり、秩父市荒川区域における下限面積要件10アールを満たしております。また、保有する農機具等につきましては、耕うん機1台、軽トラック1台で、農作業の経験は27年以上に及びます。農地取得後は、タラの木、蕨（ワラビ）、ニラを栽培する予定です。耕作労働力は本人、父ということで、特に問題はないと思われます。現地を確認すると保全管理されていました。

議長（桑会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番（黒沢委員） 番号1についてですが、概要は先ほどの事務局の説明のとおりで、譲受人は長年就農に携わっていることから、特に問題はないと判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

つづいて番号2ですが、譲渡人は現在、高齢者施設に入所中であり、後継者もいないことから、耕作をしていただける譲受人に譲渡すとのことですが、やむを得ないことだと判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

4区（齊藤推進委員） 番号1・2ともに、農地の有効活用の観点から止むを得ないことと判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

5番（笠原委員） 番号3について説明します。先日、事務局と推進委員3人で現地を確認しましたが、保全管理になっておりました。農業経営規模の拡大とのことですが、現地確認時には草刈をしておりました。傾斜地になっていることから、野菜の作付ではなく、ブルーベリーを植樹するとのこと、石垣等で崩壊を防ぐとのことでした。譲受人も近隣にいるとのこと、問題はないと問題はないと判断をしました。

次に番号4について説明します。番号3と同様3人で確認をしてきました。

新規就農者が耕作をするとのことですが、譲受人の自宅前に位置する農地であることから、就農していくには管理が行き届く、良い案件だと判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

1 区（松澤推進委員） 番号3についてですが、現地を事務局と委員3人で確認してきました。申請者立会いのもと現地を確認しましたが、傾斜地であります。日当たりの良い農地であり、譲受人は隣接に農地を持っていることから、一括して耕作地として有効に利用できれば良いと判断をしました。

番号4ですが、番号3と同様に3人で現地を確認してきました。概要は事務局の説明のとおりで、現地を確認したところ、譲受人の自宅前に位置する農地であることから、問題はないと判断をしました。また遊休農地の有効活用になると判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

1 2 番（豊田委員） 番号5についてですが、概要は事務局の説明のとおりで、事務局と推進委員と3人で現地を確認しました。申請地は保全管理とは言えない状態ではありましたが、譲受人が借用して耕作している畑も確認しましたが、きれいに耕作してあったことから、申請地も整備して耕作していただけるものと判断をしました。

番号6についても、概要は事務局の説明のとおりで、事務局と推進委員と3人で現地を確認しました。現地は草一つないほどにきれいに耕作されておりました。譲受人も就農者であり、既所有農地も作付及び管理をしていることから、問題はないと判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

2 区（倉林推進委員） 番号5についてですが、事務局と委員と3人で現地を確認しました。概要は事務局の説明のとおりで、現地を確認したところ、問題はないと判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

2 区（大久保推進委員） 番号6についてですが、事務局と委員と3人で現地を確認しました。概要は事務局の説明のとおりで、現地はきれいに管理されており、問題はないと判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

2 番（上井委員） 番号7・8について意見を申し上げます。概要は事務局の説明のとおりで、現地を確認したところ、梅の木がきれいに管理をされておりました。地形的に斜め地形よりも四角地形に使用したほうが耕作の面からも効率がよいことから、今回の申請に至ったことと思います。案件については問題はないと判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

5 区（新井推進委員） 2番委員からの説明のとおり、梅の木もきれいに選定をされており、地形的にも四角地形に管理をしたほうが効率が良くなることと判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

5 番（笠原委員） 9番について説明します。事務局と推進委員3人で現地を確認してきました。保全管理となっております。農業経営の拡大ということで

すが、現在、タラの芽を栽培しており、申請地は譲受人自宅に隣接していることから、農地管理もでき、今後はワラビ・にらを作付予定としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

6区（木村推進委員） 概要は5番委員からの説明のとおりで、現地を確認したところ、問題はないと判断をしました。譲受人も農業に勤しんでいることから、今後も頑張っていたらよいと思われました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員、推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第6号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第8号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （17件）

議長（糸会長） 次に、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1から4について説明します。

まず番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 太田 字 杉原 畑 2筆 計373㎡で、昭和58年、平成11年に贈与により取得した土地です。

案内図の12ページをご覧ください。申請地は大田小学校から北東に約1100m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、土地改良区域内にある農地ではありますが、幹線道路で分断されており、また工事もされていない不整形な土地であることから、第2種農地と判断しました。

転用目的は住宅敷地の拡張です。申請事由ですが、譲受人夫妻は申請地の隣接地に平成6年より住宅を建て居住しておりますが、間口が狭く、車の出入りや駐車に苦勞する状態となっており、平成14年頃から兄の所有する当申請地を通路

や駐車場等宅地の一部として使用していました。このたび申請地が農地であることが発覚しましたが、農地に復旧する事が難しいため、引き続き現況のまま使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されました。計画では、既存の宅地、330.74㎡と一体で利用する計画になっています。

なお申請地は秩父市農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地とされておりましたが、令和3年1月26日付で農用地から除外されています。

資金調達計画はなく、また隣接に農地はありません。現地を確認したところ、申請通り、通路及び駐車場用地として使用されておりました。

続きまして番号2についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 太田 字 上ノ諏訪 畑 1筆 272㎡で、平成22年に相続により取得した土地です。

案内図の13ページをご覧ください。申請地は大田小学校から北側に約300m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は住宅用地です。申請事由ですが、譲受人は昭和55年より、申請地を農地とは知らず、ここに住宅及び大工を営んでいることから作業場を建て、現在まで居住しております。このたび申請地が農地であることが発覚しましたが、農地に復旧する事が難しいため、譲渡人からここを譲り受け、引き続き現況のまま使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されました。計画では、隣接の雑種地29㎡と一体で利用する計画になっています。

資金調達計画はありません。隣接農地所有者から転用することに差し支えない旨の同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。現地を確認したところ、申請通り宅地として使用されておりました。

続きまして番号3についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 小柱 字 八坂 畑 1筆 913㎡で、昭和57年に相続により取得した土地です。

案内図の14ページをご覧ください。申請地は小柱農村集落センターから北東に約70m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は申請地より南東に約160m離れたところに本社を構え、精密機械器具の製造販売等をおこなう法人です。現在、業務拡大に伴う社

員数の増加や現敷地内における第2工場新設に伴う駐車場不足から、周辺に臨時駐車場を借りていますが、そこを返還しなければならなくなり、譲渡人に相談したところ、当申請地を利用できることとなったため、申請しました。

計画では、申請地に砂利敷きをし、社員用駐車場26台分として使用する予定になっています。なお申請地は秩父市農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地とされておりましたが、令和3年1月26日付で農用地から除外されています。資金調達計画は整っています。また隣接農地所有者から転用することに差し支えない旨の同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。現地を確認したところ、保全管理されておりました。

続きまして番号4についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 小柱 字 八坂 畑 2筆 計 203㎡で、平成26年に相続により取得した土地です。案内図の15ページをご覧ください。

申請地は小柱農村集落センターから北側に約120m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、市外のアパートに居住しておりますが、手狭となってきたために住宅の建築を考えていました。このたび譲渡人との協議がまとまり、当申請地に自己用住宅を建築したいとして申請されました。計画では、隣接の宅地327.15㎡と一体で利用する計画になっています。

資金調達計画は整っています。また隣接農地所有者から転用することに差し支えない旨の同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。現地を確認したところ、以前、宅地にあった住宅が解体された後であり、一体で更地の状態になっておりました。説明は以上です。

高野参与 私からは、番号5から番号8について説明いたします。

はじめに、番号5、番号6については譲受人が同一であり、関連がありますので併せて説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の、16ページをご覧ください。

申請地は、番号5が 久那 字 円田 田 1筆 1009平方メートル、番号6が 字 折 畑 1筆 750平方メートルで、久那小学校の北東120メートル付近に位置し、それぞれ、令和元年、平成17年相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象

となっていない、小集団の農地として、第2種農地 判断いたしました。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。申請事由ですが、何れの申請地も不耕作地となっており、今後も継続的な耕作が見込めないことから太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用と地域社会に貢献できるとして申請されました。

なお、番号5については、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで農用地から除外する旨の通知を得ております。事業計画では、各申請地に対して議案書に記載してあります枚数の太陽光パネル、その他 必要な機器等を設置する計画になっています。資金計画も整っており、経済産業省から発電設備についての認定、東京電力株式会社からは電力需給契約申し込みについての承諾を得ておりますので問題は無いと思われまます。

また、隣接農地所有者からは、転用に差し支えない旨の同意書が添付されておりますので、周辺農地への影響は無いと思えます。現地を確認したところ、両申請地とも長年放置されていたと見受けられ不耕作地でした。

次に、番号7について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の17ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 丙下原 畑 2筆 546平方メートルで、影森福祉交流センターの北東460メートル付近に位置し、平成19年相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、宅地分譲用地です。

申請事由ですが、申請地は用途区域内にある宅地化が進んでいる地域で市街にも近く、住宅地としての利便性が良いため、譲受人が買い受け2区画の宅地分譲用地として販売し、地域への貢献及び業務の発展を図りたいとして申請されたものです。事業計画、資金計画等も整い、進入路となる位置指定道路の土地所有者からは通行に対する承諾も得ており、また、隣接する農地はありませんので問題は無いと思えます。現地を確認したところ、不耕作地となっておりました。

次に、番号8について説明します。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の、18ページをご覧ください。

申請地は、和泉町 畑 3筆 1107平方メートルで、影森福祉交流センターの北北東160メートル付近に位置し、それぞれ昭和32、平成18、21、23年に相続及び持分放棄により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、駐車場の拡張用地です。申請事由ですが、譲受人は、平成30年5月、令和2年4月の二回にわたり駐車場の拡張用地としての転用許可を受け、46台分の駐車場整備を行ったところですが、昨今の受診者等の増加に伴い、日常的に混雑しているところに加え、この度の新型コロナウイルスワクチンの接種協力機関として決定されたことから、利便性の向上と安全確保のため、新たに27台分の駐車場を整備したいとして申請されました。

事業計画では、申請地に挟まれた土地は既に駐車場として整備されており、今回の申請は既存駐車場の両側に整備するもので、申請事由からして早急に駐車場として整備する必要があるため、アスファルト舗装は施工せず、不陸整正後に砂利を敷き、必要に応じてロープにより区画を示すとのことです。

資金計画等も整っており、隣接する農地もありませんので問題は無いと思います。現地を確認しましたところ、道路に囲まれた不耕作地でした。以上です。

小嶋主席主幹 私からは、番号9～11について説明いたします。

番号9、番号10については、関連がありますので一括して説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、番号9が大野原字下原（しもはら）・畑・1筆・159平方メートル、番号10が大野原字下原（しもはら）・畑・1筆・51平方メートルで、両申請地は隣接しており、平成4年にそれぞれ相続により取得した土地です。

案内図2ページをご覧ください。申請地は、番号9、番号10とも、秩父鉄道大野原駅から北約450メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、番号9、番号10とも進入路用地です。

申請地は番号9は3名の共有地となっており、うち2名は譲渡人と譲受人が本人となっており、番号10は2名の共有地となっており、うち1名は譲渡人と譲受人が本人となっており、譲受人のうち譲渡人でない1名は、番号10に隣接した農地での新規就農を予定しており、それに伴って市道からの進入路となる番号9、番号10を譲渡人1名から共有分を譲り受け、共有者がそれぞれ市道から所有する土地への進入路として転用したいと申請されたものです。

なお、番号9は共有者1名の居住地とも隣接していることから、平成5年より砂利を敷設して既に進入路として使用してしまっており、今後も進入路として使用していきたいことから、始末書が添付されております。

また、番号10については、申請者が持参した砂利を敷設する予定となっており転用にあたり資金は発生しないとのことです。

番号9、番号10の申請地の隣接農地所有者から、転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われます。

現地を確認したところ、番号9については砂利が敷設され進入路に使用されており、番号10については保全管理されておりました。

つづいて、番号11について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字田尻（たじり）・畑・2筆・1、636平方メートルで、2筆とも昭和49年に相続より取得した土地です。案内図19ページをご覧ください。申請地は、高篠福祉交流センターから北西約550メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、工場用地です。譲受人は市内に本店を置き、惣菜の製造、販売を目的とする法人です。

譲受人は従来の工場では手狭になり、新工場の建築を考えていたところ、既存の工場からほど近い距離の場所を、このたび譲渡人から工場用地として譲り受ける話がまとまり、ここに工場を建設したいとして申請されました。

事業計画では、329.19平方メートルの食品加工工場1棟を建て、15台分の駐車場を整備することになっております。資金調達計画は整っております。

申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われます。

また、工場からの排水については、隣接する市道の側溝への排水管接続の占用工事について市道路管理課と協議済となっております。敷地への進入に支障のある既設のガードレール等についての一部撤去につきましては、道路管理課と協議中であり、道路管理課に確認したところ許可見込みとのことでした。

現地を確認しましたところ、草刈り等の管理は行われておりましたが、耕作はされておませんでした。私からは以上です。

私からは、番号9～11について説明いたします。

上林事務局長 つづきまして、私からは番号12・13について説明します。

はじめに、番号12ですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、寺尾字加奈川（かながわ）畑 319平方メートルで、昭和50年に相続により取得した土地です。

案内図の20ページをご覧ください。申請地は、和銅大橋交差点から南西 1300メートル付近に位置しております。立地の基準につきましては、中山間地

に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、自己用住宅用地です。

譲受人は、現在 同地内で譲渡人である祖父と家族生活をしていますが、日常生活において、何かと手狭になってきたこと、また将来祖父の面倒が見られるよう、譲渡人の自宅付近に位置する申請地に、自己用住宅を建設し、移り住みたいことから、このたびの申請に至りました。資金調達計画も整っております。

現地を調査したところ、不耕作地でした。

次に、番号13ですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、寺尾 字 山ノ根（やまのね）畑 283平方メートルで、平成29年に相続により取得した土地です。

案内図の21ページをご覧ください。申請地は、尾田蒔小学校から西130メートル付近に位置しております。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、自己用住宅用地です。

譲受人は、現在 市外の集合住宅に居住している会社員ですが、家族との日常生活において、何かと手狭になってきたこと、また将来両親の面倒が見られるよう、親子である譲渡人所有の農地に、自己用住宅の建設を計画し、移り住みたいことから、このたびの申請に至りました。資金調達計画も整っております。

現地を調査したところ、不耕作地でした。

新地主幹 続きまして、わたくしから番号14について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の22ページをご覧ください。申請地は、大滝字鶉平（ウズラダイラ）畑1筆 3,067平方メートルのうち2,318平方メートルで、旧大滝小学校から南東へ約150メートル付近に位置しており、昭和34年に贈与により取得した土地です。立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、資材置場の一時転用です。申請事由ですが、譲受人は大滝地内で、発電所進入路整備工事及び関連除去工事を行う予定ですが、工事箇所付近では、資機材を仮置きするために必要なスペースが確保できないため、大滝地内で広いスペースが確保できる申請地を譲渡人から一時的に借り受け、工事工程の円滑な進捗を図りたいとして申請されたものです。

事業計画では、転用する箇所には鉄板を敷き、工事に使用する資機材の仮置場として使用し、一部に倉庫や休憩所、仮設トイレを設置する計画となっております、

工事完了後は原型に復旧することとしています。

事業計画、資金計画等も整っており、申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付され、周辺の営農への配慮はなされているものと思われます。現地を確認しましたところ、保全管理の農地となっております。以上です。

加藤主幹 私からは、番号15から番号17について説明をいたします。

はじめに、番号15について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野 字 田ノ端（タノハタ） 畑3筆 1, 751.87㎡で、2筆については平成14年に、1筆については平成15年に相続で取得した土地です。また、申請地に隣接する案内図の点線部分の雑種地、500㎡についても一体利用されるため合計面積は、2, 251.87㎡になります。

案内図の23ページをご覧ください。申請地は、ちちぶ花見の里から北北東へ400m付近にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲受人は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

譲渡人は、現状農業を継続していく事が年齢的、体力的に困難であることから農地以外で有効な利用方法を考えていたところ、太陽光発電設備設置の設置に適した土地を探していた譲受人との話しがまとまり申請に至ったとのことです。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和3年1月26日付けで農用地から除外する旨の決定を受けております。事業計画では、太陽光パネル324枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

隣接に耕作農地はありませんでした。現況を確認しましたところ、不耕作地でした。

次に番号16について説明します。借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川上田野 字 中原（ナカハラ） 畑2筆 737㎡で、平成24年に相続で取得した土地です。

案内図の24ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道武州中川駅から北北東へ550m付近にあります。転用目的は、駐車場用地です。

この案件につきましては、令和2年第9回定例総会で可決し県へ進達しましたが申請地の1筆が農振除外対象地と判明したため、県の指導により取り下げし改めて申請しなおしてもらったものです。

借受人は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。申請事由ですが、借受人は、本申請地の隣接地にて、会社を経営しておりますが、出入口が交差点に近く、事故の危険性が絶えずあり、また、業務の拡大により業者の大型車両も頻繁に出入りしますが、大型車両の駐車スペースがない状況のため、本申請地を借り受け事故等を防止し安全な運営を図りたいとして申請されました。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、2筆の内一つが令和2年8月27日付け、もう1筆が令和3年1月26日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。計画では、来客用駐車場10台、大型車用駐車場2台の駐車場を予定しております。隣接に耕作農地はありませんでした。現況を確認しましたところ、保全管理されておりました。

次に番号17について説明します。借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川上田野 字 事上（コトカミ）畑1筆 365㎡で、昭和52年に相続で取得した土地です。案内図の25ページをご覧ください。申請地は、荒川総合支所から南南西へ420m付近にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、借受人は現在、社宅に住んでいますが、定年後、嘱託として働いていますが数年後、退去しなければならないため、父親の所有する当申請地に自己用住宅を建築したいとして申請されました。

なお、申請地は秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けています。資金調達計画も整っており、隣接農地の所有者から同意書が添付されています。現地を確認しましたところ、保全管理されておりました。

～（10分間休憩）～

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

13番（設楽委員） 先日、事務局と番号1から4までの現地を確認してきまし

た。番号1について申し上げます。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、昭和55年に宅地に隣接された農地に使用貸借ということで家屋と牛小屋を建設しましたが、このたび、違法転用であることが判明したことから、始末書添付の上申請されたとのことで、止むを得ないと判断をしました。

番号2についてですが、譲渡人と譲受人は兄弟にあたり、土地改良の換地工事で取得した農地ですが、三角農地で、耕作には不向きであり、現在は駐車場として使用されておりますが、違法転用であることが判明したことから始末書添付の上申請されたとのことで、やむを得ない判断をしました。

番号3についてですが、近くの製造工場の従業員の駐車場用地ということですので。現地は不耕作地であり、草刈等で管理されています。駐車場用地ということですので問題はないと判断をしました。

番号4についてですが、申請地は宅地に隣接した農地で、草刈等で管理をされてました。以上です。

5番（笠原委員） 私からは、番号5から8までを説明いたします。

5番・6番は同様な内容で、太陽光パネルの設置となりますが、耕作地として維持管理していた土地です。有効活用の観点から太陽光発電を設置し、地域のために貢献できるように設置するもので、申請書には隣接地主の承諾書も添付してありましたので止むを得ないと判断をしました。

番号7についてですが、宅地分譲地とのことですが、現地は不耕作地ですがきれいに管理をされておりました。2区画分譲で、隣接地等も分譲住宅が建設されておりました。道路にも面した良いところだとも思います。

番号8についてですが、医療法人の駐車場用地として申請されたものです。現在の駐車場用地では、来院者と職員の駐車場でほぼ満杯となっていることから、拡大をして一体として管理をしていきたいとのことです。さらに今後のコロナ渦の医療体制にも十分対応できるよう、拡大するとのことで、問題はないと判断をしました。以上併せてご審議よろしく申し上げます。

9番（青野委員） 番号9と10について関連性がありますので、まとめて意見申し上げます。農地転用の許可を受けることなく、既に共有者の進入路として一体的に使用していたとのことです。始末書添付の上申請されたとのことで、やむを得ないと判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

7番（横田委員） 番号11についてですが、当会社は秩父でも有名な食品業者であります。工場用地としての申請ですが、この土地を農地として手を加えるのは大変なことだと思いますので、工場用地として有効に活用できれば良いと

判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

1 2 番（豊田委員） 番号 1 2 についてですが、概要は事務局の説明のとおりです。この土地は不耕作地で、保全管理状態でした。祖父の面倒をみるための自己用住宅用地とのことで、やむを得ないと判断をしました。

番号 1 3 についても、親の土地に自己用住宅を建設するとのことですので、止むを得ないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

3 番（長谷川委員） 番号 1 4 から 1 7 まで順次説明します。

番号 1 4 についてですが、資材置場として 3 年間の一時転用です。昨年同業者が同地域に資材置場として使用しており、その現地も確認してきましたが、整理整頓された資材置場となっているので、申請地も管理の面では問題はないと判断をしました。一部畑として耕作地を残しておりました。

番号 1 5 についてですが、太陽光発電施設用地とのことですが、現地は不耕作地となっております。周辺は山林化しており手つかず状態です。道路反対側も昨年太陽光施設が設置されており、太陽光が普及している地域と感じました。周辺農地にも迷惑がかかるようなことはないと思います。

番号 1 6 についてですが、事務局からの説明のとおりで昨年申請書が提出されましたが、一部が農業振興地域内であったことから取り下げがされたところです。譲受人の駐車場用地が狭いことから申請がなされたものです。

番号 1 7 についてですが、譲渡人、譲受人は親子とのことで、親が所有する土地に自己用住宅を建設する目的で申請をされており、やむを得ないと判断をしました。以上併せてご審議よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

3 区（田口推進委員） 番号 9 と 1 0 についてですが、先ほど事務局から説明がありました。共有土地である申請地について、譲渡人と譲受人の関係を再度説明いただきたいのですが。

小嶋主席主幹 番号 9 については、3 名の共有地となっており、うち 2 名は譲渡人と譲受人が本人となっております。番号 1 0 については、2 名の共有地となっており、うち 1 名は譲渡人と譲受人が本人となっております。譲受人のうち譲渡人でない 1 名は、番号 1 0 に隣接した農地での新規就農を予定しており、それに伴って市道からの進入路となる番号 9、番号 1 0 を譲渡人 1 名から共有

分を譲り受け、共有者がそれぞれ市道から所有する土地への進入路として転用したいと申請されたものです。

議長（衆会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

2番（上井委員） 番号5・6の太陽光発電ですが、1月総会の太陽光設置案件の審議時にも質問が出ましたが、設置者への太陽光発電施設の廃棄時の積み立て制度について質問をしましたが、今回はどうなっているのですか。

高野参与 太陽光の積み立て制度について、国県からの通達等の有無は確認してありませんが、農業委員会の総会では、農地法に基づき立地基準と一般基準により農地の転用の可否を判断するに留まり、太陽光施設等の維持管理や処分等については経済産業省が所轄となっておりますので、農地転用の部局ではなく、経済産業省等太陽光発電事業の設置等の指導に従っていただいている状況です。また、太陽光発電事業に関する制度については年々変わることから、動向については注視していく必要があると考えます。

2番（上井委員） 今案件は賃貸借での太陽光設置なので、農地の賃貸であるだけに農業委員会として審議に影響がないということは言い難いのでは、また所有権移転であれば問題はないと判断をしますがいかがですか。

高野参与 太陽光発電を事業として実施の可否は経済産業省の判断となり、その際に積立制度の適用や他の条件を満たしたうえで事業の承認を受け、発電事業実施になると解釈しております。

議長（衆会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第8号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第9号上程 農用地利用集積計画の決定について （1件）

議長（衆会長） 次に、議案第9号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主席主幹 議案第9号について説明をいたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、

秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和3年2月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

土地の所在につきましては、案内図26ページをご覧ください。申請地は、吉田総合支所から、南西約900mに位置しています。

貸付けに係る土地につきましては議案書 別紙 農用地利用集積計画をご覧ください。申請地は、下吉田字橋倉 畑 2筆 計1,708㎡になります。利用権を設定する期間は、令和3年5月1日から10年間です。

なお、本案を決定していただいた後は、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画をご審議いただくこととなります。説明は以上です。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

2番（上井委員） この土地につきましては土地改良区内の農地でブルーベリーの栽培に必要なバーク置場としての計画区域です。案内図のとおり一段下がった地形ですがブルーベリー栽培には適していると思います。

5区（新井推進委員） 担当委員からの説明のとおりで、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第9号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第10号上程 農用地利用配分計画の意見について（案） （1件）

議長（糸会長） 次に、議案第10号 農用地利用配分計画の意見について（案）を議題といたします。

なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、6番 彦久保利平 委員におかれましては、議場から退出願います。

議長（糸会長） 事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主席主幹 議案第10号 農用地利用配分計画について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和3年2月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられている農地は、先の、議案第9号において農用地利用集積計画を決定いただいたもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定している、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

借受人は下吉田でブルーベリーや米作、露地野菜の栽培を行う専業農家で、配分を受けた後は申請地でバークを置いたり露地野菜の栽培を行う計画です。

配分案につきましては、議案書、別紙、農用地利用配分計画をご覧ください。賃借期間については、令和3年5月1日より10年間です。

なお、本計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っていることから、適切であると判断しております。説明は以上です。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

2番（上井委員） 先ほどの議案9号と関連する事項ですが、配分を受ける借受人はブルーベリー組合会長にも就いているとのことで、主に栽培に必要なバーク等を置く計画です。ご審議よろしく申し上げます。

5区（新井推進委員） 担当委員からの説明のとおりで、議案9号と同様に、立地条件も良く近くに民家もないことから特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第10号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。議案書の（案）を削除してください。

それでは、6番 彦久保利平 委員は議場に入るようにしてください。

議案第11号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について （2件）

議長（衆会長） 次に、議案第11号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいただきます。

新井主席主幹 議案第11号番号1～2について説明をいたします。

議案書の18ページをご覧ください。番号1については、吉田太田部 字 ナラヲ 畑1筆 138㎡ 番号2については、下吉田 字 鍛冶山 畑3筆 1968㎡の土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

いずれの土地につきましても、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところ山林化しており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたものを議案として上程したものです。

ご審議をよろしく申し上げます

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

5区（高田推進委員） 番号1についてですが、事務局と現地を確認しました。先ほど担当職員から説明があったとおりです。直径20cmほどケヤキ等の立木生えておりました。既に山林化していることから、農地に復元することは不可能な状態であると判断をしてみました。ご審議よろしく申し上げます。

5区（新舟推進委員） 番号2についてですが、事務局と現地を確認しましたが、急傾斜地であり、また所有者も遠方におり、管理ができずに山林化しているこ

とから、農地に復元することは不可能な状態であると判断をしてきました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

13番（設楽委員） 前総会時にも質問をさせていただきましたが、申し出案件がどのような立地条件であるかがわからないので、具体的に知りたいことから案内図を資料として提供いただきたいのですが。

議長（糸会長） 今後は、案内図や現地状況のわかる説明等を加えていただくよう事務局をお願いをします。できれば周りに状況等もわかるような形をお願いします。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

5区（高田推進委員） 今回初めて、非農地判断をさせていただきましたが、非農地判断をするうえでその基準となるものを明確にしてほしい。

議長（糸会長） 毎年、研修会を行っているところですが、今年度はコロナ渦に伴ってそういった研修会が皆無になってしまいました。コロナ終息後には研修会等も開催されると思いますので、徐々にですが勉強会をしていきましょう。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第11号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断をすることに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（糸会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和3年第2回定例総会を閉会いたします。